

平成29年度

9月補正予算の概要

八代市

平成29年度9月補正予算

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	前年同期比
一 般 会 計 (第 4 号)	67,759,800	510,700	68,270,500	1.9%
特 別 会 計	38,191,523	13,456	38,204,979	0.3%
簡易水道事業 (第 1 号)	346,731	13,456	360,187	△ 2.4%
そ の 他	37,844,792	0	37,844,792	0.3%
企 業 会 計	7,979,114	1,768	7,980,882	1.8%
水 道 事 業 (第 1 号)	768,378	1,768	770,146	△ 1.3%
そ の 他	7,210,736	0	7,210,736	2.1%
合 計	113,930,437	525,924	114,456,361	1.3%

一般会計事項別明細

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	14,575,040		14,575,040
2 地 方 譲 与 税	523,800		523,800
3 利 子 割 交 付 金	10,600		10,600
4 配 当 割 交 付 金	44,000		44,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,900		23,900
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,521,000		2,521,000
7 ゴルフ場利用税交付金	4,500		4,500
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	79,000		79,000
9 地 方 特 例 交 付 金	50,700		50,700
10 地 方 交 付 税	15,820,895	39,253	15,860,148
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,000		23,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	856,818		856,818
13 使 用 料 及 び 手 数 料	788,276	660	788,936
14 国 庫 支 出 金	11,328,708	51,396	11,380,104
15 県 支 出 金	5,955,629	230,401	6,186,030
16 財 産 収 入	149,849		149,849
17 寄 附 金	315,707		315,707
18 繰 入 金	2,364,815	7,700	2,372,515
19 繰 越 金	1,000,000	29,990	1,029,990
20 諸 収 入	884,763		884,763
21 市 債	10,438,800	151,300	10,590,100
歳 入 合 計	67,759,800	510,700	68,270,500

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	396,770		396,770
2 総 務 費	5,229,974	129,237	5,359,211
3 民 生 費	22,782,043	64,398	22,846,441
4 衛 生 費	14,117,190	1,456	14,118,646
5 農 林 水 産 業 費	4,700,487	136,388	4,836,875
6 商 工 費	1,578,069	4,074	1,582,143
7 土 木 費	5,998,862	80,920	6,079,782
8 消 防 費	2,296,661		2,296,661
9 教 育 費	4,246,356	24,226	4,270,582
10 災 害 復 旧 費	118,572	70,001	188,573
11 公 債 費	6,133,686		6,133,686
12 諸 支 出 金	141,130		141,130
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	67,759,800	510,700	68,270,500

一般会計補正予算

(単位：千円)

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源										
【総務費】	129,237	<p>庁舎解体等事業（地震災害関連）（財政課） 123,832</p> <p>熊本地震で被災した本庁舎、別館等を解体するために要する経費を補正するもの。</p> <p>①解体経費：121,492千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 解体工事実施設計業務委託：19,440千円 ※本庁舎及び別館の基礎・杭の解体設計。 不用物処分業務委託：5,906千円 ※本庁舎及び別館等の不用物の処分 別館外解体工事及びアスベスト除去工事監理業務委託：3,500千円 委託期間：H30.1月～H30.6月 ※繰越明許費設定 別館外解体工事及びアスベスト除去工事：92,646千円 ※アスベスト除去工事は本庁舎と別館。 工期：H30.1月～H30.6月 ※繰越明許費設定 <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎解体等事業（地震災害関連）</td> <td>96,146</td> </tr> </tbody> </table> <p>②関連経費：2,340千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 公用車駐車場使用料（都市公園分）：660千円 ※都市公園内（図書館横・八代城跡堀端）の占用料を支払う。 1,500㎡×110円×4か月分（歳入も計上） 公用車駐車場賃借料（肥後銀行社宅跡地分）：346千円 ※市所有の土地では確保できない分を民間から借りる。 86,400円×4か月分 公用車駐車場整備工事（肥後銀行社宅跡地分）：735千円 ※駐車場として整備（整地、砕石敷込、転圧）する。 仮設倉庫リース：599千円 ※リース期間：H29.11月～H33.9月（47ヵ月） ※債務負担行為設定 リース総額：5,625千円 <p>【債務負担行為】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮 設 倉 庫 リ ー ス 経 費</td> <td>平成30～33年度</td> <td>5,026</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	庁舎解体等事業（地震災害関連）	96,146	事 項	期 間	限 度 額	仮 設 倉 庫 リ ー ス 経 費	平成30～33年度	5,026	<p>市債 (100%) 116,500</p>
事 項	限 度 額												
庁舎解体等事業（地震災害関連）	96,146												
事 項	期 間	限 度 額											
仮 設 倉 庫 リ ー ス 経 費	平成30～33年度	5,026											
		<p>基幹システム運用事業（情報政策課） 480</p> <p>社会保障・税番号制度において、国や地方自治体等との情報連携を行う情報提供ネットワークシステムの「データ標準レイアウト」が変更されたことから、国の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を活用し、基幹業務システムの改修に要する経費を補正するもの。</p> <p>基幹業務システム改修委託料：480千円</p>	<p>国庫支出金 (2/3) 319</p>										
		<p>番号制度導入事業（市民課） 4,925</p> <p>国における男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取り組みとして、「マイナンバーカード等への旧姓の併記等」ができるようにするため、国の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を活用し、複数年計画で住民基本台帳システムを改修するために要する経費を補正するもの。</p> <p>住民基本台帳システム改修委託料：4,925千円</p>	<p>国庫支出金 (10/10) 4,925</p>										

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
【民生費】	64,398	<p>社会福祉法人指導監査事業（健康福祉政策課） 740</p> <p>平成29年度より改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から法人制度が大幅に見直された。制度改正及び改正趣旨に即した円滑な法人運営を支援するため、県の「社会福祉法人支援事業補助金」を活用して、本市が所管する社会福祉法人を対象とした研修会の開催等に要する経費を補正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人運営研修会開催委託料：500千円 ・事務費：240千円（備品購入） 	<p>県支出金 (10/10) 740</p>
		<p>福祉総合システム運用事業（障がい者支援課） 1,761</p> <p>国の「障害者自立支援給付支払等システム改修補助金」を活用し、平成30年4月施行の障害者総合支援法、児童福祉法の制度改正に伴うシステム改修に要する経費を補正するもの。</p> <p>また、社会保障・税番号制度において、国や地方自治体等との情報連携を行う情報提供ネットワークシステムの「データ標準レイアウト」が変更されたことから、国の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を活用し、システムの改修に要する経費を併せて補正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援給付支払等システム改修委託料：972千円 ・福祉総合システム改修委託料：789千円 	<p>国庫支出金 (1/2・2/3) 1,012</p>
		<p>地域介護・福祉空間整備等交付金事業（長寿支援課） 3,477</p> <p>平成27年4月から原則として、すべての高齢福祉施設等にスプリンクラー等消防設備の設置が義務付けられ平成30年3月末まで経過措置となっている。そこで既存施設で未設置となっている施設のスプリンクラー設備整備にかかる費用に対し、国の「地域介護・福祉空間整備等交付金」を活用して補助するために要する経費を補正するもの。</p> <p>【事業概要】 事業主体：株式会社 老翔 実施事業所：有料老人ホームおれんじ（125㎡、築添町） 事業内容：スプリンクラー及び消火ポンプユニット整備 総事業費：3,850千円 補助金額：3,477千円</p>	<p>国庫支出金 (10/10) 3,477</p>
		<p>被災者転居費用等助成事業（地震災害関連）（健康福祉政策課） 29,600</p> <p>県の「平成28年熊本地震復興基金交付金」のメニューを活用し、平成28年熊本地震の被災世帯が、仮住まいの住居から、恒久的な住居として県内の自宅や民間賃貸住宅等へ移転する場合に、転居費用等を定額で助成するために要する経費を補正するもの。</p> <p>【助成額】 ①転居費用助成（引越し費用の助成） 184件×100千円 =18,400千円</p> <p>②民間賃貸住宅入居支援助成（敷金・礼金費用の助成） 56件×200千円 =11,200千円</p> <p>【対象者】 全壊、大規模半壊及び半壊で自宅を解体した世帯で、仮住まいの住居から恒久的な住居へ移転するものうち、 ①転居費用助成は、県内の自宅や民間賃貸住宅等へ移転するもの ②民間賃貸住宅入居支援助成は、県内の民間賃貸住宅へ移転するもの</p>	<p>県支出金 (10/10) 29,600</p>

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																		
		<p>放課後児童健全育成事業（こども未来課） 28,820</p> <p>「放課後児童クラブ」に対する国の補助単価や、県の補助方針が見直されたことに伴い、不足分について補正するもの。</p> <p>【運営費（基本分）】 <27クラブ> 補正後額 補正前額 補正額 135,287千円 - 113,600千円 = 21,687千円</p> <p>【加算分】 ①放課後児童クラブ送迎支援事業<9クラブ> 補正後額 補正前額 補正額 2,956千円 - 2,609千円 = 347千円</p> <p>②放課後児童支援員等処遇改善事業<15クラブ> 補正後額 補正前額 補正額 20,597千円 - 17,330千円 = 3,267千円</p> <p>③障がい児受入強化推進事業<9クラブ> 補正後額 補正前額 補正額 14,357千円 - 12,144千円 = 2,213千円</p> <p>④【新規】放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業<5クラブ> 1,306千円 ※各クラブに従事する放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助するもの。</p>	国庫支出金 (1/3) 9,606 県支出金 (1/3) 9,606																		
【衛生費】	1,456	<p>特別会計繰出金事業（簡水）（健康推進課） 1,456</p> <p>坂本町の田上地区簡易水道における飲料水の確保を行う経費について、一般会計から簡易水道事業特別会計に繰出すもの。</p>																			
【農林水産業費】	136,388	<p>山村振興関係事業（農林水産政策課） 7,000</p> <p>県の「中山間農業モデル地区支援交付金」を活用し、中山間地のモデル地区が策定したビジョンに基づき、基盤整備や施設整備等、地域を総合的に支援するために要する経費を補正するもの。</p> <p>・中山間農業モデル地区支援事業費補助金：7,000千円 実施地区：鶴喰地区 （内訳） 基盤整備：1,084千円（暗渠排水整備、土壌改良など） 施設整備：5,916千円（簡易ハウス設置、田植機導入など）</p> <p>経営体育成支援事業（豪雨災害関連）（農林水産政策課） 61,458</p> <p>平成29年7月4日の台風3号により被災した中心経営体の農業経営の改善に必要な支援を行なうもの。</p> <p>融資主体型補助事業補助金（補助率3/10以内） 被害状況：ハウス（損壊、全壊） ※関係農家数70戸 被害面積69,584㎡ 被害額：204,861千円 補助額：61,458千円</p> <p>【別事業「台風被害復旧対策事業（ハード分）」との相違点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>経営体育成支援事業</th> <th>台風被害復旧対策事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業概要</td> <td>台風3号等により被災した地域の担い手が融資を受け、被災したハウス等を復旧する際、融資残について補助。</td> <td>台風3号により被災したハウス施設の復旧について補助。</td> </tr> <tr> <td>主な事業要件</td> <td>①ハウスの整備内容ごとの事業費が500千円以上のもの。 ②成果目標を設定し、農業経営の改善・発展に取り組むもの。</td> <td>①ハウスの被害額が400千円/10a又は被災した施設の被害率（面積）が10%以上の被害を対象。</td> </tr> <tr> <td>助成対象者</td> <td>被災農業者 「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体及び農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者</td> <td>被災農業者</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>以下の①から④のうち最も低い額<国（全額）> ①事業費×3/10以内 ②金融機関からの融資額＋共済額（事業費×時価現存率×8/10）×1/2 ③事業費－金融機関からの融資額－地方公共団体による支援措置 ④事業費×1/2－共済額（事業費×時価現存率×8/10）×1/2</td> <td>4/10以内<県（単県）1/2、市1/2> ※補助対象経費は共済金（みなし額）及び被覆資材費を除いた額とする。</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>事業費の上限はなし 補助額の上限は3,000千円/助成対象者</td> <td>再建に係る上限事業費：8,000千円/10a</td> </tr> </tbody> </table>		経営体育成支援事業	台風被害復旧対策事業	事業概要	台風3号等により被災した地域の担い手が融資を受け、被災したハウス等を復旧する際、融資残について補助。	台風3号により被災したハウス施設の復旧について補助。	主な事業要件	①ハウスの整備内容ごとの事業費が500千円以上のもの。 ②成果目標を設定し、農業経営の改善・発展に取り組むもの。	①ハウスの被害額が400千円/10a又は被災した施設の被害率（面積）が10%以上の被害を対象。	助成対象者	被災農業者 「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体及び農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者	被災農業者	補助率	以下の①から④のうち最も低い額<国（全額）> ①事業費×3/10以内 ②金融機関からの融資額＋共済額（事業費×時価現存率×8/10）×1/2 ③事業費－金融機関からの融資額－地方公共団体による支援措置 ④事業費×1/2－共済額（事業費×時価現存率×8/10）×1/2	4/10以内<県（単県）1/2、市1/2> ※補助対象経費は共済金（みなし額）及び被覆資材費を除いた額とする。	上限	事業費の上限はなし 補助額の上限は3,000千円/助成対象者	再建に係る上限事業費：8,000千円/10a	県支出金 (10/10) 7,000 県支出金 (10/10) 61,458
	経営体育成支援事業	台風被害復旧対策事業																			
事業概要	台風3号等により被災した地域の担い手が融資を受け、被災したハウス等を復旧する際、融資残について補助。	台風3号により被災したハウス施設の復旧について補助。																			
主な事業要件	①ハウスの整備内容ごとの事業費が500千円以上のもの。 ②成果目標を設定し、農業経営の改善・発展に取り組むもの。	①ハウスの被害額が400千円/10a又は被災した施設の被害率（面積）が10%以上の被害を対象。																			
助成対象者	被災農業者 「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体及び農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者	被災農業者																			
補助率	以下の①から④のうち最も低い額<国（全額）> ①事業費×3/10以内 ②金融機関からの融資額＋共済額（事業費×時価現存率×8/10）×1/2 ③事業費－金融機関からの融資額－地方公共団体による支援措置 ④事業費×1/2－共済額（事業費×時価現存率×8/10）×1/2	4/10以内<県（単県）1/2、市1/2> ※補助対象経費は共済金（みなし額）及び被覆資材費を除いた額とする。																			
上限	事業費の上限はなし 補助額の上限は3,000千円/助成対象者	再建に係る上限事業費：8,000千円/10a																			

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																														
		<p>台風被害復旧対策事業（豪雨災害関連）（農業振興課） 49,887</p> <p>平成29年7月4日の台風3号により被災した園芸農家の経営再建に向けた取り組みへの緊急的支援を行うもの。</p> <p>【台風被害農産物生産復旧支援事業（ソフト）】：887千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>補助率</th> <th>受益戸数</th> <th>事業量(対象面積) (a)</th> <th>事業費 (千円)</th> <th>補助額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌病害対策</td> <td>1/3以内</td> <td>5</td> <td>181</td> <td>834</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>病害まん延防止等対策</td> <td>1/3以内</td> <td>11</td> <td>279</td> <td>2,177</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>生育対策</td> <td>定額</td> <td>1</td> <td>60</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17</td> <td>520</td> <td>3,020</td> <td>887</td> </tr> </tbody> </table> <p>【台風被害生産施設復旧対策事業（ハード）】：49,000千円 倒壊・破損したハウスの復旧、再建 （補助率：県2/10以内、市2/10以内） 補助対象額：122,917千円 （被害金額204,861千円－みなし共済金81,944千円） 補助額：49,000千円（県：24,500千円、市：24,500千円）</p>	事業内容	補助率	受益戸数	事業量(対象面積) (a)	事業費 (千円)	補助額 (千円)	土壌病害対策	1/3以内	5	181	834	258	病害まん延防止等対策	1/3以内	11	279	2,177	620	生育対策	定額	1	60	9	9	計		17	520	3,020	887	<p>県支出金 25,387 (10/10・1/2)</p>
事業内容	補助率	受益戸数	事業量(対象面積) (a)	事業費 (千円)	補助額 (千円)																												
土壌病害対策	1/3以内	5	181	834	258																												
病害まん延防止等対策	1/3以内	11	279	2,177	620																												
生育対策	定額	1	60	9	9																												
計		17	520	3,020	887																												
		<p>地域特産物支援事業（農業振興課） 469</p> <p>県の「地域特産物産地づくり支援事業補助金」を活用し、お茶栽培において、生育の促進や霜害を防ぎ、収穫の促進、安定生産を図るために必要な資材の導入に要する経費の一部を補正するもの。</p> <p>実施主体：JAやつしろ茶業部会 実施地区：泉地区（受益農家：4戸、受益面積：30a） 事業内容：トンネル被覆資材導入 総事業費：1,014千円（補助率：1/2以内） 補助金額：469千円（事業者負担：545千円）</p>	<p>県支出金 469 (10/10)</p>																														
		<p>農地耕作条件改善事業（農地整備課） 10,000</p> <p>国における来年度の農地耕作条件改善事業予算の関係で、来年度に整備を予定していた事業について、本年度に前倒して実施することが可能となったため、工事の実施に必要な経費を補正するもの。</p> <p>・工事請負費：10,000千円</p> <p>実施地区：下村・内田地区 事業内容：排水路の改修工事（L=355m）</p>	<p>県支出金 6,500 (1.5/10・5/10) 市債 3,100 (90%)</p>																														
		<p>くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業（農業振興課） 4,360</p> <p>県の「くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金」を活用し、農地集積化による目標面積の増加に対応するため、面積増加分に対応できるコンバインの導入に要する経費の一部を補正するもの。</p> <p>事業主体：アグリ平和（構成員数8戸） 事業内容：自脱型コンバイン（4条刈）1台導入 総事業費：9,418千円（補助率：1/2以内） 補助金額：4,360千円（事業者負担：5,058千円）</p>	<p>県支出金 4,360 (10/10)</p>																														
		<p>飼料用米等利用拡大支援事業（農業振興課） 1,142</p> <p>県の「飼料用米等利用拡大支援事業補助金」を活用し、飼料用米の給与量・給与方法の検討、価格低減を図るため、粳米サイレージ調整技術の習得及び技術向上への支援や粳米サイレージの給与実証支援に要する経費の一部を補正するもの。</p> <p>事業主体：八代ワラ収集組合（参加農業者：4戸） 実施地区：千丁及び鏡地区 総事業費：1,142千円 補助金額：1,142千円</p>	<p>県支出金 1,142 (10/10)</p>																														

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源									
		<p>森林災害復旧事業（豪雨災害関連）（水産林務課） 2,072</p> <p>平成29年6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨により被災した森林作業道の災害復旧に要する経費の一部を補正するもの。</p> <p>事業実施主体：森林組合 被災箇所：小石線外3路線（L=7,352m） 総事業費：2,960千円 補助金額：2,960千円×7/10=2,072千円</p>										
【商工費】	4,074	<p>みなと八代フェスティバル事業（国際港湾振興課） 2,100</p> <p>みなと八代フェスティバルの第30回記念開催として、今年度は「護衛艦 きりさめ」の派遣が決定したことから、護衛艦の離着岸に必要となるタグボート等の経費を補正するもの。</p> <p>みなと八代フェスティバル事業負担金：2,100千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タグボート費用：1,982千円（2隻分） ・陸上支援シャトルバス費用：118千円 <p>泉観光施設管理運営事業（観光振興課） 1,100</p> <p>県の「癒しの森整備支援事業補助金」を活用し、泉地域の観光施設の一つである「せんだん轟公園」の、県道から轟の滝へと向う遊歩道の一部補修を行うために要する経費を補正するもの。</p> <p>【事業内容】 施工延長=95m（転落防止柵設置、路面整備） 修繕料：1,100千円</p> <p>観光案内所（八代駅）管理運営事業（観光振興課） 874</p> <p>八代駅駅舎改築工事に伴い、平成29年12月から仮駅舎新築工事が始まり、工事の妨げとなることから、駅前広場に設置してある観光看板（広告塔）の撤去に要する経費を補正するもの。</p> <p>八代駅構内観光看板撤去工事：874千円</p>	<p>県支出金 （定額）</p> <p>1,000</p>									
【土木費】	80,920	<p>アスベスト対策に係る建築物実態調査事業（建築指導課） 17,720</p> <p>民間建築物に対するアスベスト対策については、概ね1000㎡以上の建築物を対象に台帳整備が指導されてきたが、今回、小規模な建築物についても対策が必要であることが示されたため、対象となる民間建築物について対策を講じる必要があることから、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業補助金」を活用し、実態把握等に要する経費を補正するもの。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策に係る建築物実態把握業務委託：17,720千円 調査対象：木造以外・3階建以上（300㎡以上～1000㎡未満） 調査件数：1200件程度 <p>老朽危険空き家等除却促進事業（建築指導課） 13,200</p> <p>老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」に対し、除却改善を促進するため解体工事費に対して費用の一部を補助するもので、当初予算で40件分を予算化した。今回、申込件数が増加していることや、財源となる社会資本総合整備交付金の内示額内での調整が可能なことから不足する経費を補正するもの。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空き家等除却促進事業補助金 （補助額）補助対象経費×2/3 上限額600千円 <p>【総事業費】</p> <table> <tr> <td>補正後額</td> <td>補正前額</td> <td>補正額</td> </tr> <tr> <td>37,200千円</td> <td>24,000千円</td> <td>13,200千円</td> </tr> <tr> <td>(62件)</td> <td>(40件)</td> <td>(22件)</td> </tr> </table>	補正後額	補正前額	補正額	37,200千円	24,000千円	13,200千円	(62件)	(40件)	(22件)	<p>国庫支出金 （10/10）</p> <p>17,720</p> <p>国庫支出金 （1/2）</p> <p>6,600</p>
補正後額	補正前額	補正額										
37,200千円	24,000千円	13,200千円										
(62件)	(40件)	(22件)										

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源						
		<p>被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）（建設政策課） 50,000</p> <p>県の「平成28年熊本地震復興基金交付金」を活用し、熊本地震で被災した宅地のうち、原則として宅地耐震化推進事業などの公共事業の対象にならない宅地について、被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援するため、被災者等が施工する宅地復旧工事等に要する経費の一部を補助するもので、6月補正にて6件分を予算化した。今回、相談案件が増加していることから不足する経費を補正するもの。</p> <p>・宅地復旧支援補助金</p> <p>【対象者】市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者 ※管理者又は占有者は別要件あり</p> <p>【対象事業】1) 復旧工事（のり面、擁壁、地盤） 2) 液状化再防止のための地盤改良工事 3) 住宅基礎の傾斜修復工事</p> <p>【交付基準】対象事業費（上限10,000千円）から500千円を控除した額に2/3を乗じた額</p> <p>【総事業費】 補正後額 補正前額 補正額 80,000千円 - 30,000千円 = 50,000千円 (21件) (6件) (15件)</p>	<p>県支出金 (10/10) 50,000</p>						
【教育費】	24,226	<p>小学校通学関係事業（教育政策課） 7,700</p> <p>平成30年4月1日から八代市立八千把小学校浜分校が本校に統合予定であることから、対象児童の通学に必要なスクールバスの配備に要する経費を補正するもの。 併せて、運行業務を委託することから、年度内に契約するため、債務負担行為の設定を行うもの。</p> <p>【ふるさと八代元気づくり応援基金活用】 ・スクールバス購入費：7,700千円（29人乗り）</p> <p>【債務負担行為】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八千把小学校スクールバス運行業務委託</td> <td>平成29～34年度</td> <td>16,287</td> </tr> </tbody> </table> <p>要保護・準要保護就学援助事業（小学校）（学校教育課） 2,456</p> <p>文部科学省が定める「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価の一部見直し」が行われ、新入学児童生徒学用品費等について生活扶助（一時扶助）の入学準備金の給付額にあわせ増額改定されたことから、既に支給済みである平成29年度準要保護新入学児童の保護者に対し改定差額を支給するために要する経費を補正するもの。</p> <p>・準要保護新入学児童（小1）学用品費 【改定差額】20,130円×122人≒2,456千円</p> <p>要保護・準要保護就学援助事業（中学校）（学校教育課） 4,460</p> <p>文部科学省が定める「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価の一部見直し」が行われ、新入学児童生徒学用品費等について生活扶助（一時扶助）の入学準備金の給付額にあわせ増額改定されたことから、既に支給済みである平成29年度準要保護新入学生徒の保護者に対し改定差額を支給するために要する経費を補正するもの。</p> <p>・準要保護新入学生徒（中1）学用品費 【改定差額】23,850円×187人≒4,460千円</p> <p>大規模スポーツ大会等誘致事業（スポーツ振興課） 1,686</p> <p>2年ごとに開催される「女子ハンドボール世界選手権大会」が、平成31年11月30日から12月15日にかけて、熊本県内の4つの会場で開催されることから、熊本県・熊本市・山鹿市・八代市の開催地が合同で、平成29年12月1日から17日の期間に開催されるドイツ大会の視察に要する経費を補正するもの。</p> <p>・2017世界女子ハンドボール選手権ドイツ大会視察旅費 ：1,686千円（3泊5日、3名）</p>	事 項	期 間	限 度 額	八千把小学校スクールバス運行業務委託	平成29～34年度	16,287	<p>基金繰入金 7,700</p>
事 項	期 間	限 度 額							
八千把小学校スクールバス運行業務委託	平成29～34年度	16,287							

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
		社会体育施設改修事業（地震災害関連）（スポーツ振興課） 7,924 平成28年12月に国において、公共建築工事の一般管理費等が見直され、公共建築工事積算基準の改定が行われたことに伴い、基準改定後の積算額に相当する不足額について補正するもの。 ・総合体育館、東陽スポーツセンター改修工事 改定影響額 執行残額 補正額 35,721千円 - 27,797千円 = 7,924千円	市債 (95%) 7,500
【災害復旧費】	70,001	平成29年6月24日から25日にかけての梅雨前線豪雨で被災した施設の災害復旧経費を補正するもの。 農業施設災害復旧事業（農地整備課） 2,100 災害復旧工事費：2,100千円 <補助災害> 坂本地区：百済来上地区排水路（L=17m） 林道施設災害復旧事業（水産林務課） 56,301 委託料：5,760千円 林道菊池人吉線 地質調査業務：3,600千円 橋梁詳細設計費：2,160千円 災害復旧工事費：50,541千円 <補助災害> 泉地区：林道菊池人吉線等2路線 50,541千円 （L=57m） 道路橋梁施設災害復旧事業（土木課） 11,600 災害復旧工事費：11,600千円 <補助災害> 坂本地区：今泉・袈裟堂線等3路線 11,600千円 （L=32m）	県支出金 (6.5/10) 1,365 市債 (90%) 600 県支出金 (6.5/10・5/10) 31,774 市債 (65%・90%) 20,000 国庫支出金 (66.7%) 7,737 市債 (100%) 3,600
合計	510,700		

特別会計補正予算

(単位：千円)

会計	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
簡易水道事業	13,456	坂本地区維持管理事業（水道局） 坂本町の田上地区簡易水道において、水源である井戸の能力低下により、7月中旬から飲料水の供給が困難な状態となったため、近隣の板持地区簡易水道施設と接続し、安定的に飲料水の確保が図られるまで、緊急的に飲料水の確保を行うために要する経費を補正するもの。 事業内容 飲料水運搬業務委託 : 1,240千円 運搬車両借上料 : 216千円	繰入金 1,456
		坂本地区建設事業（水道局） 坂本町の田上地区簡易水道において、水源である井戸の能力低下により、7月中旬から飲料水の供給が困難な状態となったため、近隣の板持地区簡易水道施設と接続し、安定的に飲料水の確保を行うために要する経費を補正するもの。 事業内容 工事請負費 : 12,000千円（送水管布設 L=450m）	市債 (100%) 12,000
合計	13,456		

企業会計補正予算

(単位：千円)

会計	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
水道事業	1,768	鍵紛失に伴う補償金（水道局） 7月1日の検針業務中に発生した市内マンションの共有部分の鍵紛失に伴い、共有部分及び戸別宅の鍵交換を行うなど損害賠償に要する経費について補正するもの。 事業内容 ・鍵紛失補償金 : 1,768千円	雑収益 222
合計	1,768		